

第 7 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

平成26年12月12日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年12月12日（金曜日）

午前9時59分開議

午前11時27分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第4号 平成26年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

議案第7号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第10号 平成26年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成26年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

議案第23号 熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の制定について

議案第27号 財産の処分について

議案第32号 指定管理者の指定について

議案第33号 指定管理者の指定について

報告事項

①浦川・増永川におけるダイオキシン類環境基準超過の原因究明調査について

②熊本県消費者教育推進計画の策定について

③阿蘇山の噴火に伴う影響及び対応等について

出席委員（7人）

委員長 山口 ゆたか

副委員長 橋 口 海 平

委員 西 岡 勝 成

委員 城 下 広 作

委員 鎌 田 聡

委員 重 村 栄

委員 佐 藤 雅 司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一

政策審議監 田 代 裕 信

環境局長 村 山 栄 一

県民生活局長 中 園 三千代

環境政策課長 正 木 祐 輔

首席審議員兼

水俣病保健課長 田 中 義 人

首席審議員兼

水俣病審査課長 中 山 広 海

環境立県推進課長 佐 藤 美智子

環境保全課長 川 越 吉 廣

自然保護課長 三 原 義 之

首席審議員兼

廃棄物対策課長 坂 本 孝 広

くらしの安全推進課長 開 田 哲 生

消費生活課長 前 野 弘

男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次

人権同和政策課長 中 富 恭 男

商工観光労働部

部長 真 崎 伸 一

総括審議員兼

政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸

商工労働局長 宮 尾 千加子

新産業振興局長 奥 藪 惣 幸

観光交流経済局長 渡 辺 純 一

商工振興金融課長 伊 藤 英 典

労働雇用課長 松 岡 正 之

産業人材育成課長 石 貫 秀 一  
産業支援課長 古 森 美津代  
エネルギー政策課長 村 井 浩 一  
企業立地課長 寺 野 慎 吾  
首席審議員兼  
観光課長 中 川 誠  
国際課長 磯 田 淳  
くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴  
企業局  
局長 古 里 政 信  
次長兼総務経営課長 五 嶋 道 也  
工務課長 福 原 俊 明  
労働委員会事務局  
局長 白 濱 良 一  
審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香  
政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前9時59分開議

○山口ゆたか委員長 おはようございます。

ただいまから、第7回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思いません。

説明は、環境生活部、商工観光労働部、企業局、労働委員会の順に受けたいと思いません。執行部の説明は、着座のままで簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○谷崎環境生活部長 環境生活部でございます。

当部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係2議案、条例等関係3議案の合計5議案でございます。

まず、平成26年度熊本県一般会計補正予算でございます。

第1号議案では、平成25年度公害健康被害補償給付事務費交付金の交付額確定に伴いまして生じました超過交付金額を国へ返還するための経費など、総額2,300万円余の増額補正を計上するほか、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の設定、補助事業等の繰越明許費についてお願いをしております。

また、第7号議案では、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定関係で総額2,000万円余の増額補正を計上しております。

次に、条例等議案でございますが、第23号議案の熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定についてのほか2議案を提案しております。

このほか、浦川・増永川におけるダイオキシン類環境基準超過の原因究明調査、熊本県消費者教育推進計画の策定につきまして御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

今回の職員給与費等の補正につきましては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございますので、各課からの説明に先立ちまして、その概要について御説明させていただきます。

それでは、資料は経済環境常任委員会説明資料の1ページ、環境生活部の平成26年度12月補正予算総括表をお願いいたします。

今回の給与改定は、県内の民間給与水準との格差を踏まえた人事委員会勧告に基づき、給料表水準を平均0.55%引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるなどの改定を行うものでございます。今回、これらの改定に伴い、予算の補正をお願いするものでございます。

環境生活部につきましては、左から4列目の(C)職員給与改定分補正額に記載のとおりとなっております。総額といたしましては、最下段の総合計欄にありますように2,070万円余の増額をお願いするものでございます。

なお、各課の給与改定分補正額につきましては、(C)の欄に記載のとおりでございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、説明資料の2ページをお願い申し上げます。

公害保健費でございますが、360万円の増額補正をお願いしております。

その内容につきましては、右側説明欄に記載しておりますが、公害被害者救済対策費の環境・福祉モデル地域づくり推進事業といたしまして、津奈木町が行います平国地区周辺交流拠点センター基本構想策定に関する補助でございます。

続いて、3ページをお願い申し上げます。

繰越明許費でございます。金額は9,000万円でございます。

これは、水俣病関連情報発信支援事業といたしまして、水俣市立水俣病資料館の展示改

修に対する補助でございます。改修計画の検討に時間を要しておりまして、27年度へ全額繰り越しをお願い申し上げます。

水俣病保健課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

説明資料の4ページをお願いします。

公害保健費につきまして、今回の12月補正予算で1,076万5,000円の増額をお願いするものです。

これは右側の説明欄にありますように、公害健康被害補償給付支給事務費の精算に伴う返納金です。県が行う水俣病の認定審査業務に必要な経費については、毎年、その費用の2分の1について国が支給するようになっております。

今回の返納金は、平成25年度の1年分の経費を精算した結果、当初の見込みよりも多く交付されていた金額について国に返納するものです。毎年、この時期、12月補正で精算に伴う国への返納金として計上させていただいているところです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の5ページをお願いします。

右の欄に記載のとおり、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業につきまして、繰越明許費8億2,900万円の設定をお願いするものでございます。

この事業は、災害時の防災拠点や避難施設に太陽光発電等を整備する市町村に対して補助を行うものですが、ほとんどの市町村が翌年2月以降の工事完了を予定しておりまして、太陽光パネルの納期おくれなどにより、事業完了が翌年度となることが見込まれる市町村もあることから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、資料の6ページをお願いします。

水俣市にあります熊本県環境センターにつきまして、平成27年度から平成29年度まで3年間の施設の保守点検や清掃等の維持管理業務に必要な委託料6,794万円余について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、資料の11ページをお願いいたします。

議案第32号指定管理者の指定についてでございます。

先ほど債務負担行為の設定をお願いしました熊本県環境センターに係る施設の保守点検や清掃等の維持管理業務につきまして、株式会社キューネットを指定管理者として平成27年度から平成29年度まで指定するという内容でございます。

提案理由は、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるためです。

資料の12ページをお願いいたします。

今回2社から応募があり、1に記載のとおり、表の下から2段目でございますが、10月10日に開催されました5人の外部委員から成る指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえ、10月22日の指定管理者制度運営会議で指定管理候補者として株式会社キューネットを選定いたしました。

主な選定理由は、2に記載のとおり、施設の設置目的を理解し、多くの経験を踏まえた提案や敷地内の他の施設と連携した一体的な事業計画がすぐれていたなどのためでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、大気汚染監視業務と海域水質環境調査業務の来年度の実施につきまして、それぞれ限度額276万7,000円と1,567万5,000円の設定をお願いするものでございます。

大気汚染監視業務は、PM2.5や有害大気汚染物質の成分分析のうち、県の保健環境科学研究所で分析できない項目を民間委託するものでございます。

海域水質環境調査業務は、海域の環境基準点等50地点につきまして、原則として毎月1回船を出して採水いたしまして水質分析をする業務を民間委託するものでございます。

両事業ともに、4月から年間を通じての調査でございますので、契約事務等を考慮し、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

引き続き、資料の13ページをお願いいたします。

第23号議案熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、資料の21ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

今回の改正は、環境影響評価法の一部改正に伴う改正でございます。8月の常任委員会において、12月に提案予定として概要を御報告しておりましたものでございます。

主な改正内容といたしましては、(3)の配慮書手続の導入、(5)から(10)の方法書、要約書の作成及び説明会、アセス図書の電子縦覧の義務化、次のページに移りまして、(16)の放射性物質に係る適用除外規定の削除となっております。

(16)の放射性物質でございますが、今般、環境法の個別法で対応することとなっております。環境影響評価法におきましても、適用除外が削除されましたので、条例においても同様に削除するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日を予定しております。ただし、(16)の放射性物質の適用

除外につきましては、法律に合わせまして平成27年6月1日でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○三原自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

事項といたしまして、富岡ビジターセンター事務委託業務の債務負担をお願いするものでございます。

これにつきましては、苓北町に富岡ビジターセンターの平成27年度の管理をお願いするものでございまして、委託料484万円余の債務負担をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

お手元の資料の9ページをお願いいたします。

環境整備費として930万円余をお願いしております。

内容につきましては、海岸漂着物対策推進事業ということで、この事業については、平成25年、昨年と今年度2カ年の事業として、全額国庫といたしまして1億1,000万円余を国のほうから基金事業としていただいております。昨年度実施をしておりますが、その残余分を今年度使うために、今年度計上するものでございます。

それで、昨年度は、若干御指摘をいただいておりますが、1,700万円程度しか使っておりませず、今年度総計で当初予算と合わせますと9,400万円余になっております。これにつきましては、海岸管理者及び関係市町村と連携しながら、適切に執行してまいりたいというふうに考えております。

次、10ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

環境衛生費として3億9,400万円をお願いしております。

これについての内容でございますが、公共関与推進事業といたしまして、機械電気設備の据えつけにつきまして、工事のスケジュール上、やむを得ず年度をまたいで施工するようになりましたので、そのために繰り越すものでございます。

公共関与アクセス道路整備事業につきましては、町道米田鬼王線のルート変更に時間を要したために繰り越すものでございます。

説明は以上です。よろしく願いをいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の制定をお願いしております。

説明については、24ページの概要により説明させていただきますので、よろしく願いします。

本条例は、6月議会で制定いただきました熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例に基づきまして、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本から指定申請の申し出がありましたので、同条例に基づきまして審査したところ、指定基準を満たしていると認められますので、当該法人を控除対象特定非営利活動法人とする条例を制定させていただこうとするものです。

なお、控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金については、個人県民税の税額控除の対象とするべく、総務部税務課において、熊本県税条例の第30条第2項の一部改正案を本議会に提案させていただいております。

また、スペシャルオリンピックス日本・熊本につきましては、知的障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラムや競技

会、研修会の実施を県内全域で行う団体でありまして、全国組織の公益財団法人スペシャルオリンピックス日本の諸規則に基づいて運営されている団体でございます。

御審議の方よろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用情勢につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が12月1日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が全体として和らいできており、基調的には緩やかな回復を続けているとされております。

また、製造業の生産につきましては、自動車やスマートフォン向け半導体を中心にフル生産が続いているなど、回復を続けているとされております。

雇用環境につきましては、有効求人倍率が、8月以降3カ月連続して1倍を超えており、約23年ぶりの高い水準で推移しております。

一方、個人消費につきましては、基調的には底がたく推移しているものの、一部に弱めの動きが見られるとされており、また、県内企業の業況感、製造業で横ばいとなっているものの、非製造業では悪化しており、地域経済への影響も懸念されます。

このような中、商工観光労働部といたしましては、引き続き、県内中小企業者、労働者に対するセーフティーネットの充実に努めるとともに、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、さらなる県内景気の浮揚のため、しっかりと取り組んでまいります。

また、11月末から火山活動が活発化してい

ます阿蘇山への対応につきましては、阿蘇山の噴火に関する庁内情報連絡会議を設置し、全庁的に情報の共有化を図っております。

11月25日の噴火以降、風評被害を防止するため、地元市町村と連携しながら、阿蘇観光の現状に関する正確な情報を国内外に周知するとともに、商工団体等に経営・金融相談窓口を設置しているところです。

今後、阿蘇山の噴火に伴う影響を注視し、迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

なお、本件につきましては、後ほど担当課長から御報告させていただきます。

それでは、提出議案の概要について御説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係2議案、条例等関係2議案でございます。

予算関係議案につきましては、一般会計で2,700万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うもののほか、債務負担行為の補正についてお願いしております。

条例等議案につきましては、財産の処分1件、指定管理者の指定1件を提案しております。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高口商工政策課長 商工政策課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

商工観光労働部の平成26年度12月補正予算総括表をお願いいたします。

先ほど環境政策課長から説明がございましたが、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う増額補正でございます。

商工観光労働部につきましては、表の左から4項目め、職員給与改定分補正額に記載の

とおりでございまして、補正総額は、総額で2,767万円でございます。

なお、各課からの補正額は、総括表の記載のとおりでございまして、全課共通でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上、審議のほどよろしく願いたいと思います。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。

資料26ページをお願いいたします。

負担行為の追加としまして、しごと相談・支援センター関係業務を1,200万円余お願いしております。

これは、しごと相談・支援センターで実施しております求職者に対するキャリアカウンセリング業務と保育や住宅など仕事探しに関連するさまざまな生活相談業務を民間事業者に委託するものでございます。

委託に当たっては、4月1日からの業務を予定しておりますので、事務に必要な手続きを考慮し、今議会での補正をお願いしたいと考えております。

引き続き、27ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更ですが、緊急雇用創出基金事業について、限度額を3億9,600万円に約1億円の増額をお願いしております。

これは、本事業の27年度の執行予定額の見直しに伴い、債務負担行為の限度額を増額変更するものでございます。この増額により、54名分の新規雇用を創出したいと考えております。

労働雇用課は以上です。御審議のほどよろしく願いたいと思います。

○寺野企業立地課長 説明資料の31ページをお願いします。

議案第27号の財産の処分について御説明します。

今回処分する財産は、八代外港工業用地の土地の一部でございます。所在地は、八代市新港町3丁目9番の9、面積は3万4,840平方メートルでございます。処分の相手方は、兵庫県神戸市に本社があります株式会社上組でございます。処分の目的は、同社の工業用地として処分するもので、処分の予定価格は3億5,885万2,000円でございます。

概要について御説明いたします。

資料32ページをお願いします。

区画の配置につきましては、33ページのとおりでございまして、今回売却しますのは、未分譲地約8.9ヘクタール残っておりますが、その一部約3.5ヘクタールでございます。

32ページをごらんください。

処分の相手方でございますが、株式会社上組は、兵庫県神戸市に本社があり、主に港湾運送事業や倉庫業などをやっている企業でございます。同社では、本社のある神戸港を初めとした全国の主要港湾で業務を展開されており、平成8年には、八代外港工業用地内に八代支店を開設されております。

このたび、大手量販店などへ向けた南九州の物流拠点として、新たに物流倉庫2棟を建設する計画でございます。

事業計画の概要ですが、投資総額28億円で、新規雇用従業員30人の計画でございます。来年年明け2月の着工、10月の操業開始が予定されております。

議案第27号財産処分につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○中川観光課長 観光課でございます。

説明資料を少しお戻りください。28ページをお願いいたします。

観光統計パラメータ調査事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、観光庁が毎年行う観光入込客統計

に必要な基礎データの収集及び調査に係る業務委託に要する費用でございまして、488万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

観光課は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

説明資料29ページをお願いいたします。

旅券発給業務に係る債務負担行為の設定でございます。

旅券発給業務につきましては、平成24年度から外部委託を行っております。3年間の契約が今年度末で終了することから、来年度以降も外部委託を行うための債務負担行為の設定を行うものです。契約期間は、平成27年度から29年度までの3年間で、限度額は5,795万8,000円としております。

なお、入札手続に時間を要することから、今議会に債務負担行為の設定をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課です。

資料30ページをお願いいたします。

くまモンスクエア管理運営業務に係る債務負担行為の追加についてです。

第2期分といたしまして、平成27年4月から平成30年3月までの3年間の指定管理料といたしまして3,000万円余を計上しております。

次に、ちょっと飛びまして、資料34ページでございます。関連でございます。

議案第33号指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者制度に基づきまして、くまもと未来創造事業団をくまモンスクエアの管理運営業務に指定するものでございます。

なお、選定の経緯等につきましては、資料

35ページから36ページに記載のとおりでございます。

ブランド推進課は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○古里企業局長 今回、企業局から御提案申し上げている議案は、平成26年度熊本県電気事業会計補正予算第1号など、予算関係議案5件でございます。

その内訳は、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費の増額補正3件と債務負担行為の設定2件でございます。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五嶋企業局次長 12月補正予算の内容について御説明いたします。

今回は、人事委員会勧告に基づきます給与改定に伴う職員給与費の増額補正3件と債務負担行為の設定2件をお願いしております。

説明資料の37ページ、平成26年度12月補正予算総括表をごらんください。

上段から、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業会計につきまして、最下段の合計欄の下から2段目でございますが、職員給与改定分補正額の欄の支出の欄にありますように、企業局におきましても、知事部局と同様、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費といたしまして、収益的収支において646万円余、資本的収支におきまして55万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

電気事業会計に係る債務負担行為の設定で

ございます。

これは、発電総合管理所の建物清掃業務委託等としまして、限度額245万5,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、安政町にあります県営有料駐車場の清掃業務委託等として、限度額373万3,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 次に、労働委員会事務局長から総括説明をお願いします。

○白濱労働委員会事務局長 今回御提案しております労働委員会分の補正予算につきまして御説明申し上げます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

人事委員会勧告を踏まえまして給与改定に伴いまして、職員給与費80万円余の増額補正をお願いしております。

以上により、補正後の当委員会の予算総額は1億600万円余となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のまま説明を行ってください。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 8ページの富岡ビジターセンターのことなんですけれども、何か私が聞いた話によると、8月のこのちょうど盆休み

ですかね、あそこが大きなビデオがあると、ここが売り物だと。ところが、この期間、ちょうど機械が壊れて映せなかったというようなことを聞いたので、これをちょっと詳細、いつの期間どのくらいと、その後どうなったのかということ、これがちょっと確認できればと。

○三原自然保護課長 今御質問の富岡ビジターセンターの件でございますが、プロジェクター、富岡ビジターセンターのほうで、いわゆる3Dビデオがございますけれども、3Dビデオを映しておりますプロジェクターが、以前からちょっと故障ぎみだったのが、修理がきかない状態に、いわゆる2台で映しておりますものの1台が機械が古くなって修理がきかない状態になっております。

現在は、一応代替品みたいなものを使って、一応映るという状態にはなっておるところでございます。代替品につきましては、指定管理しております苓北町のほうでちょっと用意していただいておりますというふう聞いておるところでございます。

○城下広作委員 映らなかった期間がちょうど夏休みの何日間かあって、一番ちょうど盆を挟んでという話を聞いたけれども、ちょっとそこら辺の詳細をどうつかんでいるかということで、何日間動いてなくて見れなかったとかという、そういう部分。

○三原自然保護課長 申しわけございません。先生おっしゃられた、何日間いわゆる見れなかったのかというふうな、何日間という詳細なところまでは、申しわけございません、つかんでおらないところでございます。

○城下広作委員 ちゃんと調べたがいいと思いますよ。ちょうど帰省客が一番多いときに、肝心かなめのときに壊れて見れなかった

そうなんです。だから、わざわざ遠くから来て——あそこの売りは、極端に言うとその3Dのビデオなんです。それが見れないということは、非常に観光として、帰省して帰っているときに一番サービスができていないということ、何日間空白があったのかな、私は何日間と聞いているんですけれども。

それで、今代替品で借りているのも、あるところに無償でちょっと借りているというような形でやっているらしいですよ。それは細かくはわかりませんから。ちょっとそういう状態をずっと続けるというのはいかかなものかというように現場からもそういう声があって、いわゆる申しわけないというのがあって、ビジターセンターのある意味では位置づけ、大事だというのであれば、それはそれなりの修繕とかやっぱりやらなきゃいけない。どうしてもいいんだったら別にいいんですけれども、指定管理者をこうやって決めるけれども、肝心かなめのビジターセンターの位置づけ、観光としてここに来ていただくという——3Dの問題がふぐあいだとか、それを代替の品物で借りてどうこうというのは、根本的なこの施設のあり方というのが、これはちょっと問われてくるなという、ちょっとそういうものがあるから。

私も細かくは知りませんが、きょう行ってきますから、見てきますので、具体的に詳しく聞いてきますから、一応そういうことで、県のほうもしっかりそのことは確認をされたほうがいいと思います。

○三原自然保護課長 先生おっしゃるとおりだと思っております。富岡ビジターセンターにつきましては、天草地域の特に西海岸を中心としました、天草地域の言うならば自然環境ですとかあるいは歴史、そういったものをPRしていくものだというふうに思っておりますし、私どもとしても重要な施設だというふうに思っております。

委員おっしゃられましたように、今ちょっと動かないということで代替品を使っておるということでございましたものですから、今現在、その更新に向けまして、いろいろ検討を進めておるところでございます。やっぱりきちんとした形で整備するというところで、現在取り組むべくさまざまな検討を行っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません。説明資料の2ページで、水俣病保健課の今度交流拠点センター、津奈木町の平国地区ということで出されておりますけれども、これの基本構想策定の補助ということでありますが、これは、大体スケジュール的にはどのくらい先につくっていくのか、また、今何カ所かこういった交流拠点センターがあるのか、あと、地元からの要望、この辺もあってからのことと思ひますけれども、その辺のちょっと経緯と今後の展開というかスケジュールを教えてくださいと思ひます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

まず、お尋ねがございました整備の今後のスケジュールでございますが、今年度、この補正予算で基本構想策定をお認めいただきましたならば、来年度の当初予算におきまして、施設整備本体工事につきまして議会のほうに御相談をさせていただき、来年度中に完成をさせたいというふうに考えております。

それから、この件につきましては、地元の津奈木町、それから住民の方々の御要望を踏まえてのものでございます。

それから、この交流拠点センターにつきましては、類似の施設といたしましては、水俣

市のほうのもやい館、それから同じく水俣市袋にありますおれんじ館、それから芦北町にありますきずなの里、それから同じく芦北町の女島活力推進センター、それから御所浦町にいさな館というふうな施設がございます。

水俣病が多発した地域におきまして、こうした整備がまだ進んでいないのが津奈木町でございまして、そうしたこともありまして、地元のほうからぜひ整備をしたいという御要望を受けたものでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 今御説明を聞いてわかりましたけれども、あと、そのほか、何かどこか残された地域というか、今要望が上がっている地域とかは、もうほかにはないのでしょうか。

○田中水俣病保健課長 現時点では、他の水俣病発生地域のほうから、新たにあるいは追加で整備をしたいというお話は伺っておりません。

○鎌田聡委員 わかりました。基本構想策定段階、地元の要望ということもありますから、地元の声もしっかり受けとめながら、地元の皆さん方からやっぱり喜んでいただけるような施設をつくっていただくように取り組んでいただくようお願いをします。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 商工の部長の総括説明の中で、製造業の生産については、自動車やスマートフォンを中心とすることで回復が続いているとされておりますということですが、菊池の例のホンダですね。ホンダあたりが、かなり海外生産が地元に戻ってきたというような話が出ているわけですがけれども、具体的

にはどがん——それから、全体的に、そうした今まで海外に出ておった企業とか新しく進出した企業とか、そういった例があるならちょっと教えていただきたいなど。

○真崎商工観光労働部長 私の総括説明の中では、申し上げましたとおり、景況感につきましては、日銀熊本支店の12月1日の発表をもとに御報告させていただいております。

また、ホンダの例で、海外での生産が国内回帰しているんじゃないかという、そういううわさを聞いたというお話でございます。

現在の円安を受けて、これまで非常に国内での生産コストの高騰を回避するような形で海外にシフトしてきた製造業が、国内回帰の動きが出てくるのではないかという期待は我々も持っているんですけども、なかなか一度海外に設備投資をやったものが簡単にはやはり戻ってこないなど。

ホンダさんの話については、具体的に、正式に二輪車の生産を——二輪車の生産というのは、国内で実は熊本・大津の工場だけしかございません。国外、小さなものは東南アジア中心、大きなものは北米、ヨーロッパにも一部残っておりますけれども、そういったものが円安の影響を受けて戻ってきてもらいたいという希望は持っておりますが、正式にはホンダ側からそういう報告は聞いておりません。

また、そのほかの企業についても、ここまで円安が続くと国内でやったほうがいいかもしれないというお話は私も複数聞いておりますけれども、それを具体的にじゃあいつごろ——といいますのは、この円安がいつまで続くのか、まだまだ見通しが経営者の間でつかれてないことではないだろうかと思っておりますが、具体的には承知いたしておりません。

以上です。

○佐藤雅司委員 国内の生産を熊本のほうにももちろん拠点化をしていく、集約していくというような話は、たしか報道等で聞いたことがあるんですけども、海外の生産を一部熊本工場に持ってくるというような報道もたしかあったような気がするんですけども、そこら辺はぜひ注視していただいて、雇用がそうしたところにもやっぱり伸びていくのではないかなというふうに私ども思っておりますので、ぜひ、ああいう大手が熊本で非常に重要な企業でございますから、ああいったところが大きく飛躍することが熊本にとっても大事なことだというふうに思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思っております。

○真崎商工観光労働部長 承りました。ホンダに限らず、海外生産は、先ほども申し上げましたけれども、国内、特に我々にとっては熊本県内にシフトするというのは望ましい方向でありますので、我々としても、アンテナを高くして、そういう情報をもし得ましたら、1月でも2月でも前倒しできるように、支援できるような体制をとっていきたいと考えております。また御支援のほどよろしくお願ひします。

○西岡勝成委員 観光統計についてお尋ねしたいんですけども、我々も漠と天草の入り込み客が年間400万とか阿蘇が1,800万とかというような感じがするんですけども、しょっちゅう我々みたいに行ったり来たりしている人間まで入るとするのかと思ったりもしますし、統計のとり方によって随分数値が変わってくるんですね。

一つの例で、これは商工ではないんですけども、福祉、医療のほうで、健康寿命のとり方も、もうとり方によって随分違ってきまして、そういうことからすると、この全国的な統計のとり方で統一されるというのはいい

ことだと思いますが、今までに、この熊本県のとり方と全国のとり方の違いで、今度の統一した統計のとり方で変わってくる部分というのはあるんですか。

○中川観光課長 先ほど御説明いたしました観光統計パラメータの数字は、これは毎年度継続して観光庁で発表している統計の資料の基礎数値でございます、その調査の方法はずっと変わらず同じやり方でございます。

○西岡勝成委員 じゃあ、例えば入り込み客というのは、天草の場合どういう統計から出てくるんですか、400万人と。

○中川観光課長 一番基礎的な数値は、管内の旅館、ホテルへのヒアリングの積み上げでございます。そこに対する数値の積み上げでございます、その結果が入り込み客数として発表されるものの基礎になるものでございます。

○西岡勝成委員 非常に漠としたとり方で、本当ちょっととり方を変えると、50万、100万人の人数は変わってくる。私は、昔何か鹿児島のととり方と熊本県のとり方は違うようなことも聞いたことがあるんですけども、そういうこともあるんですか。

○中川観光課長 鹿児島のととり方がどうかというのは、詳細承知いたしておりませんが、1つ前提で説明いたしますと、全国ベースでとる統計のとり方でいきますと、ある程度推計値を交えて発表するような数字を出すやり方になっていまして、本県独自の熊本県の観光統計というのが別途ございますが、それにつきましては、かなり細かい悉皆調査に近いぐらいのサンプル数をとって発表させていただいております。

です、統計の数字でいきますと、全国

ベースで発表する同じ基準に基づいてやるやり方、この全国のやり方は、サンプル数が少ない分については、ある程度それから推計値を出して出すやり方、これが全国のやり方でございまして、県の観光統計で発表する数字につきましても、個別の施設のヒアリングを積み上げた数字でございます。

○西岡勝成委員 そうすると、全国と今の県のやり方で違いはどのくらいあるんですか。

○中川観光課長 外国人観光客の数字でいきますと、1,000人ちょっと、宿泊者数でいきますと1,000人ちょっとの誤差がたしか直近の数字で出ておりました。

○西岡勝成委員 何人に対して1,000人。

○中川観光課長 失礼いたしました。全体の宿泊者数が約42万人強の外国人の宿泊者数でございます。県統計の数字と国統計の数字では、約1,000人の誤差がございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員 余り統計のとり方によって違うと、どこを基準にしてやったらいいかわからぬ部分が——もともと漠としたものがあるじゃないですか。どこの統計を信じたらいいのかなという部分もあるので、今度のパラメータですか、調査事業が出たので、ちょっとお聞きしたんですけれども、できれば正確な数字を把握した上でいろいろな対策というのを考えていかないかぬので。

健康寿命も随分違ってたんですね。天草の平均寿命が県平均からすると3年低いとかというのが出てびっくりして聞いたら、統計のとり方によって随分違うんだというような話を聞いて、それを振興局で説明されたものからびっくりしたんですが、そういうことで、統計というのはとり方一つ変えますと全

然違った方向になるし、その対策というのでもまた違ってきますので、その辺はひとつよろしく、なるだけ現実に近い数字が出るように。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第5号、第7号、第10号から第12号、第23号、第24号、第27号、第32号、第33号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第34号について、執行部から状況の説明を願います。

○高口総括審議員 請第34号について御説明いたします。

請願の趣旨は、原油高騰が牛深地域の水産加工業経営に深刻な影響を与えており、1番目に、燃料価格高騰に対する補填等の支援措置を、第2に、加工における燃費効率化のための産学官連携による調査研究を求めるものでございます。

燃料価格の動向については、ことし7月に比較しますと、10月では下落しております。リッター当たり99.7円から95.6円と下落しておりますが、請願を提出された昨年の9月時点と比較しますと、92.9円でございますの

で、依然として高い水準でございます。

また、国を含めて、水産加工業に対する支援措置等の変更はございません。

なお、牛深地域の水産加工業に対しては、現在、産業技術センター等の指導によりまして、無線温湿度測定システムやバイオディーゼル燃料を配合した燃料の実証実験を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ただいまの説明に関しまして、質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 県のほうでも、この前からお話申し上げていますように、いろいろな角度から努力をさせていただいておりますけれども、県でできる限度もございまして、ほかの委員会で、どこだったかな……（「農水」と呼ぶ者あり）農水のほうで、これに似たような状況の中で、燃油高騰等を含めての意見書を出すようなことも聞いておりますので、今、加工組合と話をして、取り下げることも含めて検討させていただいておりますので、できれば今議会までは継続という形でお願いをいたしたいと思っております。

○山口ゆたか委員長 御意見をいただきました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、採決に入ります。

請第34号については、いかが取り計らいますでしょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第34号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、請第34号は、継続審査とすることに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から2件、商工観光労働部から1件あっております。それぞれの担当課長から説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、報告①について、環境保全課から説明をお願いします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

環境生活部の報告事項の1ページをお願いいたします。

浦川・増永川におけるダイオキシン類の環境基準超過に係る原因究明調査について御説明いたします。

この調査の概要につきましては、6月の委員会で御報告しているところでございますが、今回、その後の原因究明調査の結果を御報告いたします。

1のこれまでの調査結果では、左側の表の①から③までが報告済みの部分でございます。

10月に実施しました調査結果は、④のとおり河川の環境基準1ピコグラムに対して0.25ピコグラムと環境基準を満足しておりました。また、外部からの流入がないか、増永川の水量の約3～4割に当たる量を排出している周辺事業場の排水も調査いたしましたが、問題のない数値でございました。

2の原因究明調査で判明したことでございます。すぐ上の棒グラフをごらんください。

これは、ダイオキシン類を種類分けして、その割合をあらわしたものでございます。

まず、この棒グラフの図1の水質と図3事業場排水を比べますと、ダイオキシン類の種類と割合が全く異なっております。

次に、図1水質と図2の底質を比べますと、河川の水質と底質のダイオキシン類の組成が非常に似通っております。さらに、その河川水をろ過して分析をしましたところ、一番左側の1ダッシュのとおり、約90%のダイオキシン類が除去されております。

これらの調査結果から、3の推定される原因でございますけれども、増永川は水深が浅くて降雨等の外的要件を受けやすいということから、一時的な底質の巻き上げにより河川水質に影響があったものと考えられます。なお、底質のダイオキシン類の濃度は、いずれも環境基準を大きく下回っております。

また、参考資料といたしまして、2ページにはこれまでの経緯等を、3ページには地図上に測定地点とデータを添付しております。

今後も、当該水域の監視を継続していくこととしております。

環境保全課は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告②について、消費生活課から説明をお願いします。

○前野消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

熊本県消費者教育推進計画の策定について説明させていただきます。

1の計画策定の背景でございますが、消費者問題が複雑・多様・深刻化してきていること、消費活動が社会へ与える影響から消費者に公共的利益の配慮が求められております。

このような状況のもと、平成24年、消費者

教育推進法が施行されました。この法律により、県や市町村に計画策定が求められました。また、第2次基本計画にも、この計画の策定を明記しているところでございます。

求められる消費者教育とは、悪質商法の注意喚起やトラブルの対処方法等の啓発だけではなく、契約のルールなどの知識を学んで適切な行動に移せる実践力の育成、さらには、よりよいもの選択がよりよい社会につながることへの理解、関心を深める教育と認識しております。

計画の概要についてでございます。

計画期間につきましては、次回改定時期の国の情報、県の基本計画の改定時期との関係から、平成27年度から平成30年度の4年間といたしました。

(2)の目指す消費者の姿といたしまして、自主的かつ合理的に「気づき、考え、行動する」消費者としております。

(3)の計画の体系ですが、大きく2つの柱といたしました。

①ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進、②効果的な消費者教育のための取り組みの推進です。

5ページをお願いいたします。

3の審議経過及び今後のスケジュールでございます。

昨年12月から、教育関係者、消費者団体、法律家など15人の外部委員から成る協議会、検討部会において策定作業を進めてまいりました。また、庁内の意見等も踏まえ進めてきたところでございます。

今後、年明けにパブリックコメント等策定の予定でございます。都道府県レベルでは15番目、九州では、福岡県に次いで2番目の策定の予定でございます。

概要につきましては、7ページのA3判横での資料で説明させていただきます。

まず、第2章の消費者教育に関する現状と課題をお願いします。

1の消費者を取り巻く現状でございますが、主に年間6,000件を超える県の消費生活センターへの相談内容から取り上げました。

1の①の相談の複雑化・多様化から、④の多重債務問題の深刻化と整理しております。

2の消費者教育の現状でございますが、消費者教育の実施状況調査、県民生活に関する意識調査、相談現場の消費生活相談員、弁護士、司法書士へのアンケートの3つの調査から、①多様な主体による消費者教育が実施されております。

②問題点といたしまして、啓発中心の見直しや基礎教育の定着などが必要という点が明らかになりました。

これらの現状から、右側の欄にあります3、消費者教育の課題といたしまして、6つの課題に整理いたしました。

①から④につきましては、ライフステージに応じた体系的取り組みが必要な課題、⑤と⑥につきましては、効果的な教育に必要な課題として分類しております。

資料右半分、第3章をお願いします。

計画の目標と取り組みでございます。

1のライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進では、(1)の学校等における消費者教育と(2)の成人期の消費者教育の推進に区分しまして、それぞれ①から③の取り組みを進めることとしております。

2の効果的な消費者教育のための取り組みの推進では、(1)消費者教育を行う各実施主体との連携、(2)消費者教育の担い手育成、(3)情報の収集、提供及び取り組み状況の調査などがございます。

特に重点的に推進する取り組みとして、下段のほうに3つを掲げております。

1、学校における消費者教育の推進。

学校では、小学校から高校まで、家庭科、社会科などの教科で一生懸命取り組んでおられます。少年期からの教育は、生涯学習の基盤になるものとして重要であることに基づく

ものでございます。

2つ目は、高齢者やその支援者等に対する消費者教育の推進、3つ目は、地域や団体における担い手の育成でございます。

第4章に、計画の着実な推進に向けてといたしまして、総合的、体系的、効果的に推進することとしております。

説明は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告③について、観光課から説明をお願いします。

○中川観光課長 観光課でございます。

お手元に配付いたしておりますA4の1枚紙をごらんになられてください。

阿蘇山の噴火に伴う影響及び対応等についてでございます。

まず、11月25日の阿蘇中岳の噴火以降の地元宿泊施設、観光施設等への影響でございます。

地元市町村、観光協会等を通じ、ヒアリングを行った結果、昨日11日の17時現在、阿蘇・南阿蘇エリアの宿泊施設で1,000人を超える宿泊のキャンセルを確認しております。同エリアの観光施設等では、300人程度のキャンセルを確認いたしております。また、同じく観光施設等の一部におきましては、入り込み客数が対前年比2～3割程度の減少となっているとでございます。一方、小国郷エリアの宿泊施設では、一部キャンセルの動きがありますものの、全体的には大きな影響は出ていないとでございます。海外からのツアーにも一部キャンセルの動きが出ているとでございます。

次に、2、県による現在の対応状況でございます。

風評被害防止対策と経営支援対策と2つございますが、まず風評被害防止対策でございます。

11月25日の噴火の翌日以降、国内の旅行会

社、交通事業者、観光施設、国等関係機関に対しまして、まずは電話で、火口周辺の規制に何ら変更はなく安全に観光できる旨、情報発信し、翌週には、同じ内容を文書にいたしまして、一斉にメール発信をいたしております。

さらに、県の観光ホームページ「なごみ紀行」等を活用しまして、火口から主な観光施設等までの距離を明示するなど、随時新たな情報の提供を行っているところでございます。

その結果、例えばJR九州におきましては、全国のJR各駅に同じ情報を提供しているというような報告がなされております。

次に、海外についてでございます。

JNTO、日本政府観光局の海外事務所、九州各県の海外事務所、主な旅行会社等に対しまして、国内同様、随時新たな情報提供を行っているところでございます。先ほど申しました県の観光ホームページ「なごみ紀行」では、4カ国語表記も行っております。

その結果、例えばJNTOのソウル事務所におきましては、管内の旅行会社約1,700社でございますが、あとメディア400社に対して、同じ情報の提供がなされているとのことでございます。

次に、経営支援対策でございます。

風評被害等により影響を受ける中小企業の皆様をきめ細やかに支援するため、阿蘇管内の商工会等に相談窓口の設置を依頼した結果、記載の関係機関に経営・金融相談窓口が12月11日付で設置されたところでございます。

具体的には、経営支援関係でいきますと、阿蘇管内の各商工会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、金融支援関係でいきますと、日本政策金融公庫熊本支店及び八代支店、商工組合中央金庫熊本支店、熊本県信用保証協会でございます。

裏面をお願いいたします。

県としての今後の対応でございます。

引き続き、県内の宿泊施設、観光施設等における影響等につきまして情報収集を行うとともに、風評被害を防止するため、観光客の視点に立って広く正確な情報提供を行っていく所存でございます。

また、熊本・阿蘇への旅行需要を喚起するため、主なターゲットでございます関西・福岡方面を中心にプロモーション活動を展開する予定でございます。

具体的には、現在JR西日本と共同キャンペーンを行っておりますアリスインワンダーランド熊本との連動を初め、地元の観光協会等と連携した各種イベントなどのPR手段を活用しながら、阿蘇の観光情報を積極的に発信していくつもりでございます。

来週から早速取り組む事例といたしまして、JR西日本のテレビモニターつき全車両、これ京阪神エリアで約500両あるということでございますが、で、阿蘇を中心としたスポットCMを放映するつもりでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 根も葉もない科学的根拠もないことを風評と言うわけですけども、もちろん阿蘇火山の1キロ以内は非常に危険なところでございますので、急変するかもしれないので今でも立入規制が行われているということでございますが、数年前に、あれは鹿児島ですかね、新燃岳がやったときも、人吉のほうでも風評被害があったということを知っております、それとはちょっと違うと思っておりますけれども、かなりやっぱり一番書き入れどきのなこのこういう状況になって、農産物

については、非常に、ある意味不幸中の幸いみたいなどころがありましたけれども、観光については、ちょうど一番ベストシーズンの時期にこういうことになってしまっただけで、地元の旅館組合とか観光関係者はもう落胆しとるわけですが、繰り返し繰り返しやっぱり県の皆さん方から、いろんなメディアを通じて、この対策、対応を考えるということで少しは安心しておりますが、ぜひ海外等についても、以前から、我々阿蘇に住む者は、決して、噴石が飛んでくるとか、毎日ヨナかぶってシャワーでも浴びなきゃどうしようもないとか、そんなことは全くないわけで、むしろ逆手にとって、今がいわゆる観光の一番ベストな時期だと、非日常性のあるいわゆる阿蘇の観光、この雄大な阿蘇が見られるよというぐらいの話を皆さんで広めてほしいなというのが気持ちでございます、何かそういう、まさに知事じゃありませんけれども、逆境にこそいわゆる生きる道もあるんだということの中で、こういう機会をチャンスだと思って、何かそういう方法を各市町村と連携して何かとれないかなというふうに思っ

とるわけですが。  
ぜひ、海外展開についても、J N T Oその他で頑張っておられるというのはわかっておりますけれども、よそから見れば、かなり噴石が飛んできて命さえ危ないんじゃないかなという、そういう誤解を、まさに風評を出していると思いますので、何かその辺をちょっと考えてほしいなというふうに思っておりますが、何かいいアイデアはありませんかね。

○中川観光課長 今委員御指摘のとおり、特に私ども海外のメディアの報道状況を注視しております、国内よりも情報がとりにくい分だけきめ細やかに正確な情報を流そうとしております。

例えば、先ほどのJ N T Oの話でもございませんが、ほかにも、九州観光推進機構が海

外で会議をする、メディア等を集めて会議をやるという情報が入りましたら、その場で、必ず阿蘇の情報、日常と変わらず観光ができるという情報をしっかりつけ加えてもらうように、そういうお願いはいたします。そういうことを繰り返してやろうと思っています。

また、今アイデアをいただきました、今が旬ということでございましたが、活火山と共生している世界でも珍しい観光スポットである阿蘇というのを、この機会を捉えて積極的にPRしていこうということで、今地元市町村と早速対応できるように調整しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 年末年始も非常に料金が高くなりますけれども、通常の料金でまだ部屋はいっぱい空いておりますよというぐらいの話を、ぜひしてもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 関連で。

全く佐藤先生と同感で、火山ですから、火の山ですから。静かなのは普通の山ですから危なくない。噴石がどンドンどンドン降り込むというような御嶽山みたいなああいう状況だったら、それは当然誰も危険で寄ることはできない。ただ、1キロ以外は基本的に大丈夫、過去に亡くなったのも1キロ以内の範囲で、ある意味では間違いなく噴石が人に当たるといような可能性がある、危険性があるときの状況だったわけですよ。

今は、1キロ以外であれば、まさに噴煙ぐらいしかある意味では影響はないわけですから、今こそ世界ジオパークの阿蘇ということだから、生きている阿蘇というのが、まさに今そういう意味で体感できるということで、

火山の魅力という形、それが周辺まで見られると、その鼓動も伝わるといのが逆に阿蘇の魅力だと思います。

桜島だって、その火口の近くには全然行けないんですよ。世界的にも火口の近くまで人が近づけるといのは阿蘇山であって、そこに草千里とか身近にそういうのがあって、そこで噴煙がないときとあるときの阿蘇という違いもまた、これも宣伝の売り方は、全然、これは考え方の角度を変えてやれば——誤解をしている、要は何か危険なものが飛んでくる、それによって人命を損なうという可能性があるので近づかないという誤解だけとっていくと、売り込み方は、かえって今のほうが本来の阿蘇の火山ということでの位置づけは高くなると思います。

だから、その辺のことをやっぱりもっとちょっと角度を変えて、そして誤解を招かないような形での活火山の阿蘇の魅力、これは絶対今逆にある。また、ジオパークに登録された、そのときの今が一番チャンスじゃないかなと思いますから、これは少しやっぱり知恵を使う必要があると思います。チャンスだと捉えていいと思いますよ、阿蘇を売り込むのに。火口に近づけという話を言ってるんじゃないですから。その手前で、本当の元気な阿蘇、活火山の状況が見れるといのは阿蘇の魅力でもありますということのを強力に訴えて、ああそうか、そうなんだなというふうに、人が逆に来るような形のことをやることも、これは絶対大事だといふふうに思います。もし感想があれば。

○山口ゆたか委員長 何か御意見があれば。

○真崎商工観光労働部長 お2人の委員のおっしゃったこと、まさしくこれを売りにしてこそその本当の阿蘇の魅力じゃないかといふようなことだろうと思います。

実は、昨日私人吉にちょっと仕事で行って

まいりまして、今熊本県の旅館業組合の会長をされているのかな、鮎里の有村社長とお会いして、意見交換といひますか、したんですけども、その中で、実はタイの旅行代理店の人20人ぐらいを熊本に連れてきたと。人吉に連れてきてもインパクトがないといひるので、阿蘇に御案内したそうなんです。ところが、タイの代理店の人たち、阿蘇といひ火山のことを誰も知らなかった。だから、世界の阿蘇って我々は思っているけれども、まだまだ知名度は低いと。タイとか中国にも一切火山はないんです。

ですから、これから九州を売り出していくのに、熊本の阿蘇、鹿児島島の桜島、普賢岳もありますし、九州にこいつた火山がこんなにあるんだと、火山をテーマにした観光客の誘致といひのも一つのおもしろい手じゃないかといひうなことを、たまたまきのう有村社長とお話ししてきて、きょうの2人の委員の先生方のお話もそれに相通じるところがあると思いますので、そういった見方も含めて、今後観光資源として売り出していければいいなと思っております。

○城下広作委員 ジオパークに認定されたから、阿蘇が自分自身でお祝いをして爆発したといひ、逆にそのぐらひやっぱり、そういひうでいいんじゃないかなと私は思うんですけどね。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 関連ですが、やっぱり短期的にそれをやるといひ話と、それから学識の皆さん方からは4～5カ月、半年と。これまでもそういひのがありましたので、そういひったところも頭に入れて、ひとつ対策を練ってもらいたいといひうに思っています。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○橋口海平委員 阿蘇くまもと空港の飛行機のフライト状況は、どのような感じになっているのでしょうか。

○中川観光課長 本日は、たしか運休等は聞こえてきておりません。ただ、議員御案内のとおり、噴火の当日ですか、火山灰の影響を恐れて運休したり、あるいは福岡へ着陸地点を変えるなどの動きが集中しておりまして、つい2日前ですか、夜の便、朝の便で若干運休が出てきております。かなり精密機械である飛行機のエンジンへの火山灰の影響を恐れて、航空会社も少し注意されているということでございます。

以上でございます。

○橋口海平副委員長 フライト情報なんですけど、各飛行機会社のホームページを見ないとわからない状況になっていると思うんですよ。羽田空港とか福岡の空港とかは、それぞれの空港のホームページでそれが確認できるんですけども、くまもと空港のホームページでちょっと確認ができない状況になっていると思いますので、そこはちょっと対応できるのであればしていただきたいと思います。

○中川観光課長 たしか阿蘇くまもと空港のホームページからでも、一番大事な情報ですので確認できると思います。ただ、委員が御指摘のとおりわかりづらかったのであれば、一番見やすいように改善するように所管課にしっかり伝えておきます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 関連ですけれども、1,000人を超える宿泊のキャンセルが確認されたり、観光施設もキャンセルが確認されているとい

うことでありますが、傾向としてはどうなんですか、最近またこれがふえてきているのか、どうなのか。そしてまた、キャンセルの理由が、今ありましたような交通機関が行けなくてキャンセルになっているのか、危ないと思ってキャンセルされているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○中川観光課長 まず、キャンセルの状況でございますが、噴火の翌々日ぐらいまでに、やはり一番聞き取った中で聞こえてきましたのは、空港が使えないということでのキャンセルというのが実際は上がってきているということございまして、その後、阿蘇くまもと空港は平常運航に移りまして、しばらくは出ておりませんでしたけど、つい2～3日前に少し大口のキャンセルが出ておりまして、そのキャンセルによりまして、この1,000人というかなり大きな数字に伸びております。そこは1件で600人のキャンセルというのが出ておりまして、それが数字をはね上げております。

最近は、動きがあれば数字を反映するようにしているんですけども、そんなに上がってきてなかったんですが、先ほど御説明しました大口の分だけがぼんと出てきている状況でございます。注視している状況でございます。

○鎌田聡委員 大口のやつは、やっぱり噴火の危険性なんですか、交通関係なんですか、理由は。

○中川観光課長 その両方かなと思っております。空港が使えなくなるリスクと、それと、噴火の映像を見られて、不安になられて、行き先を変えようとか、その両方の面であっていると見ております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 先ほど来、意見が出てますような問題ですね。やっぱり風評とかもあると思いますので、ちゃんときちんとした情報を伝えていただくことは、これはもう当然でありますし、あと、私たちも、道路がどこまで行けるのかとか、やっぱり行ってもどこかで通行どめになって、また引き返したりしなきゃならないんじゃないかという誤解もありますので、飛行機はきちんとした航空情報はとれますけれども、そういった道路の情報あたりも適時流していただいて、きちんとやっぱり阿蘇観光には行けるんだよということをぜひ発信をしていただいて、いろんな風評被害を払拭する取り組みに全力を上げていただきたいと思います。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。  
なければ、最後にその他に入ります。委員の皆様方から何かありませんか。

○西岡勝成委員 この前群馬の富岡製糸場に行ってきたんですけども、物すごい観光客で、指定を受けるまでは、登録されるまでは、年間1,000人のところが、今1日9,000人観光客がお見えになるということで、もう大型観光バスがどんどん入ってきてごった返しておりましたけれども、荒尾の万田坑、三角の西港、明治の産業遺産として受けて、その後の状況はどういうものでしょうか、観光客の。

○中川観光課長 世界の冠が県内でかなり今いろんなところについておまして、私も、観光の振興にとりましても、かなり追い風になっていると見ております。

例えば、万田坑でいきますと、近代化遺産という面もありますけれども、もう一つ話題でいきますと、さきにワーナーブラザーズと提携して地元ロケ、万田坑等を中心にした映

画の撮影がございまして、そのロケ地にもなったということで、その両方の面から、入り込み、それもこれまで余り訪れなかった若い方も行かれるようになったとか、そういう話は伺っております。積極的なPRをすれば、世界という冠がついているものですから、かなり観光入り込みにはいろんな角度から使えるのではないかと考えておまして、そういう方面で、もっと世界というのを活用しながらPRしていこうと考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 顕著な増加というのがあるんですかね。私も三角はもうしょっちゅう通りますので、心なしか車がいつも満タンになっているような感じがするんですけども、船からのあれも三角の東港のほうから行けるようになっているようですけれども、その辺の状況はどうですか。

○中川観光課長 三角西港と東港を結ぶ臨時にできている船の便のお話でございしますが、聞くところによりますと、かなり乗っておられるということでございまして、やはりアピールをすればそれだけ反応があるというふうに見ております。かなり評判、入り込みはふえているということで伺っております。

○西岡勝成委員 やっぱりお客さんはどうしても車ですね。A列車もありますけれども、三角の場合。万田坑はどうなってるかは、ちょっと駐車場はわからないんですけども、やはり駐車場の整備というのは絶対条件だと思いますので、天草も、キリスト教関連遺産、ここをきちっとやっぱり計画的な整備をしていかないと、リピーターが来て、やっぱり行って駐車場がなかったなんて言われるといけませんので。

富岡製糸場のところも、まだまだいろいろな整備が後から後からというような感じなん

ですよね。ぜひ、その辺も踏まえて、各課連携をとって、ぜひやっていただきたいと思えます。チャンスですから、これは。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 済みません。大西市長が誕生して、またMICE計画を見直すというか、もう一度考えていくということで今からやられていきますけれども、それに伴って、県民百貨店ですね。県民百貨店は、もう閉店ということを決めてらっしゃいますけれども、ここが少し動きが出てくるのかどうなのかということをお教えいただきたい。

○高口総括審議員 まだ市長就任されたばかりですので、今後どういう動きになるのかはまだ不透明なところがございますが、県民百貨店に関しては、来年2月末の閉店に向けて、一応県、市、それから労働局等々で連絡会議をつくっております。再就職の支援ですとか、取引されている企業さん方の経営支援というところで今やっております。

それから、市のほうで、入っているテナントですとかセンタープラザの方々に対するアンケートの中で、相当半分近くのテナントさんが、できたら市内に店を持ちたいというふうな御希望を持っておられますので、そういったところに対しては、市のほうを中心として、そういう空き物件の情報等を提供しながら、いろんな支援をしているところでございます。

今までは、再就職に関しては、テナントの従業員の方は余り反応なかったんですけども、3カ月切ってまいりましたので、私どもが委託で出しておりますアテルという再就職を支援する企業のほうにも、テナントの企業さんの従業員の方からの再就職に対する御相談が徐々にふえてきておりますので、我々としては、そこら辺をまずきちっと対応してい

くことが一番大事な課題かなというふうに思っております。

○鎌田聡委員 その再就職の状況、大体何割ぐらいがどうなっているとか、その辺はわかりますか。

○高口総括審議員 まず、大きくは2つございまして、県民百貨店本体につきましては、これはテンプスタッフという支援会社のほうに全社員の再就職のあっせんを依頼されております。現在、社員に対する個別ヒアリングがほぼ終わった状況でございます。当然2月までは店をやられますので、それ以降の就職あっせんということになります。先般社長ともお話をしまして、なるだけ閉店のときには皆さんの就職が決まるようにしっかりやってくれということで、支援会社のほうにはオーダーを出してあるというふうにお聞きしておりますので、そこはきちんと対応していただけるものと思っております。

それから、テナントの皆さん、それからセンタープラザの皆さんにつきましては、今月中旬から、アテルという我々が委託しております就職支援のプログラムをやっている企業が百貨店の中に臨時の相談所を設置して、例えば昼休みの時間とか就業が終わった時間にも御相談できるような体制をとって、そういった従業員の方々のサポートをしていきたいということで今準備をしているところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。

あと数カ月ということですね。もう大分迫ってまいっております。従業員の方々も関係者も非常に不安を抱えていらっしゃると思います。今もまた何か店じまいセールが始まっておりますけれども、ぜひしっかりと県としても支援をしていただくようによろしくお願ひしときます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 私、前回の委員会のときちょっと欠席したんですけれども、天草のエコアッシュの件についてお尋ねしたいんですが、その後何か動きはあっているんですか。古森課長からでもどっちからでもいいです。

○坂本廃棄物対策課長 前回御報告しましたとおり、説明会を実施しまして、皆様方、請願を出された代表者の方にもお会いをさせていただいて状況等の御説明をしまして、地域からの要望があれば環境保全協定というのはいつも門戸を開いて県も一緒になって考えますよということも申し上げておりますが、地元からはそのような動きは今のところあっておりません。

天草市長のほうにもきちんと御説明を申し上げておりまして、天草市長のほうも、地元から上がれば自分も一緒に環境保全協定について議論をしていきたいということを言われておりますので、それを今待っている状況です。ただ、今のところ地元では動きは全くございません。

○西岡勝成委員 会社の動きは、課長どうなの。

○坂本廃棄物対策課長 エコアッシュさんの動きは、一応事前協議は終了しましたということの通知を私どもから発送させていただいております。全体的に融資先とかその辺の調整をまだやられている段階だというふうにお聞きをしております。

○西岡勝成委員 前に進んでない、まだその後は具体的には動いてないということですか。

○坂本廃棄物対策課長 大きな進展は、その後あっておりません。

○山口ゆたか委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、来年1月26日月曜日午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、これもちまして第7回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会